

令和7年（2025年）10月31日

八王子市長 初宿 和夫 殿

八王子市特別職報酬等審議会

会 長 三浦 眞一

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年（2025年）7月14日付七八総職第1199号により諮問のあったこのことについて、八王子市特別職報酬等審議会条例第7条の規定に基づき、別紙のとおり答申する。

答 申

1 答申内容

議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について、次のとおりとすることが適当である。

(1) 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬月額

議 長	800,000 円 (5 万円の増額)
副 議 長	720,000 円 (4 万円の増額)
常 任 委 員 長	670,000 円 (4 万円の増額)
議会運営委員長	670,000 円 (4 万円の増額)
議 員	650,000 円 (4 万円の増額)

(2) 市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料月額

市 長	1,180,000 円 (7 万円の増額)
副 市 長	1,000,000 円 (6 万円の増額)
常勤の監査委員	720,000 円 (4 万円の増額)
教 育 長	860,000 円 (5 万円の増額)

(3) 改定の時期

改定の時期は、職員の令和7年度の給与改定の決定を待ち、速やかに実施

2 審議内容

本審議會は、令和7年（2025年）7月14日、市長から「議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について」意見を求める旨の諮問を受けた。

これに対し、本審議会では3回にわたり会議を開催し、中核市及び人口50万人以上の類似団体の報酬等の現状並びに民間の動向（人事院勧告、東京都人事委員会勧告）等の資料分析を行い、以下のとおり審議を行った。

（1）社会情勢

ア 経済・市民生活

- 令和6年（2024年）、33年ぶりの高水準となった春季労使交渉の賃上げや改善が続いている企業部門の動きを背景に、家計部門も一般、パートそれぞれで実質賃金がマイナスから脱するなど、日本経済は緩やかな回復を続け、名目GDPは初めて600兆円を超えた。令和2年（2020年）5月を谷として始まった今回の景気回復局面は、令和6年（2024年）12月の時点で、過去4番目の55か月以上に達しており、過去の局面と比較すると相対的に長期的なものとなっている。

（厚生労働省 労働経済の分析 ―労働力供給制約の下での持続的な経済成長に向けて― より引用）

- 雇用情勢については、完全失業率は改善がみられたほか、女性・高齢者を中心に労働参加が進み、労働力人口、就業者数、雇用者数が過去最高となった。有効求人倍率はほぼ横ばいであったが、人手不足感の更なる高まりがみられ、大企業及び中小企業で人手不足感が強いものとなっている。（厚生労働省 労働経済の分析 ―労働力供給制約の下での持続的な経済成長に向けて― より引用）

〈前回改定した平成28年と令和5年の比較〉

※ 東京都の有効求人倍率 2.04倍 ⇒ 1.78倍

参考：令和7年7月の東京都の有効求人倍率は、1.68倍

※ 東京都の完全失業率 3.2% ⇒ 2.6%

- 民間賃金については、人事院が実施する令和6年職種別民間給与実態調査によると、

令和6年（2024年）にベースアップを実施した企業は約半数に上り、物価上昇や人材確保の必要性を背景に、賃金の底上げが広がっている。

- ・ 市民生活においては、人手不足や最低賃金の引き上げを背景に、名目賃金は緩やかに上昇している一方で、物価高や社会保険料の負担増などが家計を圧迫しており、景気回復の実感は限定的である。

イ 人事院勧告、東京都人事委員会勧告

- ・ 人事院及び東京都人事委員会の公務員給与に対する勧告の状況は、経済情勢や民間給与の動向を踏まえ、平成28年度から令和3年度においては、据え置きとされたものの、令和4年から民間との均衡を図る観点から引上げ改定が行われてきた。特に、若年層や初任給の改善に重点が置かれ、民間企業との人材獲得競争に対応するための施策が講じられており、各自治体においては、これらに沿った職員の給与改定を実施している。（情勢適応の原則）

ウ 他団体との比較

- ・ 中核市及び人口50万人以上の類似団体との比較において、八王子市特別職の報酬等の水準は次のとおりである（令和7年（2025年）4月1日現在）。

【報酬額等の順位（高額順）】

比較団体 特別職	中核市 (全62団体中)	人口50万人以上の団体 (全14団体中)
議長	15位	11位
副議長	21位	12位
各委員長	21位	11位
議員	31位	11位
市長	18位	11位
副市長	8位	5位
常勤の監査委員	4位	3位
教育長	7位	7位

※ 「人口50万人以上の団体」には政令指定都市を含まない。

（２） 八王子市の状況

ア 改定状況

- ・ 特別職の報酬等の額は、平成２７年１２月２４日付で八王子市特別職報酬等審議会において、各特別職の職責の重さを認めるも、長引く景気低迷による市民生活の状況等に鑑み、４万円の減額から２万円の増額の答申を行い、当該答申に基づき平成２８年４月１日で改定して以降、報酬等の額は改定されていない。

イ 八王子未来デザイン２０４０の着実な推進及び今後の財政見込み

- ・ 八王子市は、２０４０年を見据えた長期的なまちづくりの指針として「八王子未来デザイン２０４０」を策定し、市民一人ひとり未来のことを考え、明確化した目標を共有しながら行動できるよう「みんなで目指すわがまち八王子の姿」定め、すべての人が輝き、やすらげる街づくりの実現を目指している。この目標の達成に向けては、限られた財源・人材・時間を戦略的に活用し、持続可能なまちづくりを推進していく方針である。
- ・ 財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率などの指標は、他の中核市との比較において健全な水準を維持しているが、令和６年度（２０２４年度）決算においては人件費や扶助費といった義務的経費が微増している。
- ・ 今後、少子高齢化が進み、八王子市においても人口減少が予想されていることから、市税収入の伸び悩みや扶助費の増加などが予測され、油断を許さない状況が続くと考えられる。このような厳しい財政環境の中で、持続可能な行政運営を実現するためには、今後もより効果的な歳出執行と新たな歳入確保など、行財政改革の取組を継続していく必要がある。

（３） 本審議会の考え方（視点）

ア 公務全体の均衡

- ・ 平成２８年４月、市長は１万円の増額、副市長は据え置き、常勤監査委員は２万円の減額、教育長は４万円の減額、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員については２万円の増額が行われた。それ以降は現在に至るまで、社会経済情勢などを考慮したうえで据え置きとなっている。
- ・ 今回は、令和６年度の答申内容を踏まえ、本年度では、改定に向けて、審議会の開催回数を増やし、社会情勢、各種経済指標、市の財政状況の他、国や東京都、近隣

自治体の状況等を参考に情勢適応の原則や均衡の原則を尊重し、また、一般職員等の給与水準も含め、公務全体のバランスを踏まえ、審議することとした。

- ・ 常勤一般職の給料月額については、東京都人事委員勧告での民間従業員の給与の比較や、生計費などを総合的に勘案し、令和４年度は 0.20%、令和５年度は 0.88%、令和６年度は 2.59%の公民格差が示され、各年度においてそれぞれ増額改定を行っており、令和７年度は 3.24%の公民格差が示され、特に管理職においては職責の高まりを踏まえ、全体の平均改定率を上回る重点的な引上げを行う。市長、副市長等の給料月額及び議員の報酬月額は、他市との比較においては特段に高い水準にあるわけではないことや、社会経済情勢、公務全体のバランスも踏まえ、増額することが妥当との意見となった。

イ 市民の視点、市民感覚に配慮

- ・ 特別職等の給料及び報酬の額については、現在の市民生活及び市民感覚を反映した市民の理解と納得が得られるものであるべきと考え、各種経済指標等を参考に、各委員とも納税者である市民の視点に立った議論を展開することとした。

3 特別職の報酬等の額について（総論）

本審議会の審議の対象となる各特別職の現行の報酬等は、平成２８年４月１日から適用されて以降、据え置きが続いている。令和７年度は、社会情勢、市の財政状況、国や東京都、近隣自治体の状況、また、常勤一般職員の給与水準も含め、公務全体のバランスを考慮する必要がある。職の役割・職責に応じた適正な基準であることを前提とした上で、職員の給与改定により、明らかに均衡を失することとなる各特別職について、報酬等を引上げることは妥当である。

4 市議会の議員報酬について

（１） 現行の市議会の議員報酬は、月額で議長 75 万円、副議長 68 万円、常任委員長 63 万円、議会運営委員長 63 万円、議員 61 万円である。

（２） 市長と市議会が共に住民を代表する二元代表制において、市議会議員は市民の意思を市政に反映させるために、条例を始めとする八王子市の運営の根幹を定める（議決する）とともに、行政機関の執行を監視している。

市民要望が多様化する中で、市議会議員にはより専門的な知識や高度な識見が求められている。八王子市は中核市との比較において人口に対する議員数が非常に少ない（６２市中６１位）が、それぞれの議員がその職責を果たすために努力し、市長と市民一人ひとりが主役となり、安心して暮らせるまちの実現を推進していると判断するところである。

（３）市議会議員という職のあり方に照らし、有為な人材を確保する観点から、一定水準の額が担保される必要がある。

前回の報酬の改定時（平成２８年４月）と比較して、市民生活・要望多様化及び複雑化に伴い、市議会議員には市政に関するより広範かつ専門的な知識や高度な識見が求められていることから、見合った報酬とするべきである。

以上のことを踏まえ、議員報酬については、公務全体の均衡を考慮し、増額する必要があると判断した。

５ 市長及び副市長の給料について

（１）現行の市長及び副市長の給料は、月額で市長１１１万円、副市長９４万円である。

（２）市長は市政の最高責任者として、「すべての人が輝き、やすらげる街」づくりの実現のため、休日、昼夜を問わず重大な責務を果たしてきている。

（３）副市長については、市長を補佐するとともに、行政実務を統括する重大な責務を負っている。

前回の給料の改定時（平成２８年４月）と比較して、社会情勢や多様化・複雑化する社会問題への対応など、求められる職責が重くなっていることから、これに見合った給料とするべきである。

以上のことを踏まえ、市長及び副市長の給料については、公務全体の均衡を考慮し、増額する必要があると判断した。

６ 常勤の監査委員及び教育長の給料について

（１）現行の常勤の監査委員及び教育長の給料は、月額で常勤の監査委員６８万円、教育

長 8 1 万円である。

(2) 常勤の監査委員は、八王子市の広範にわたる事務事業について適正かつ効率的に行われているかを監査する監査委員にあつて、監査委員の調査等を補佐する役割の監査事務局に対して、指示、連絡調整及び調査資料の確認等を行うなど、監査委員の要としての役割を担っている。

(3) 教育長は、教育行政における責任体制の明確化等のため、平成 2 7 年 4 月の教育委員会制度改革により、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなった。しかし、八王子市の教育行政において教育長は、教育委員会制度改革以前から、常勤の教育委員として教育委員会の実質的な責任者の役割を担っている。

今回の審議では、前回の改定から 9 年が経過し、現在の物価上昇を背景とした経済環境においては、実質的な所得維持と市民要望の多様化に伴う職責の高度化に見合った適正な給料とするべきである。

以上のことを踏まえ、常勤の監査委員及び教育長の給料については、公務全体の均衡を考慮し、増額する必要があると判断した。